

議 第 21 号

令和 5 年 3 月 23 日提出

熊本市教育委員会職員証規程の全部改正について

熊本市教育委員会職員証規程の全部を改正したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

熊本市教育委員会職員証に関する訓令

熊本市教育委員会職員証規程（平成17年教育委員会訓令第1号）の全部を改正する。

教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の職員証に関する事項については、別に定めるものを除くほか、市長事務部局の例による。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

（提出理由）

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行に伴い再任用制度が廃止され、定年前再任用制度が導入されることから、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市教育委員会職員証規程（令和5年教育委員会訓令第1号）

全部改正後（案）	現行	備考
<p>教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の職員証に関する事項については、別に定めるものを除くほか、市長事務部局の例による。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、職員に対し交付する職員証について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規程において職員とは、教育委員会の職員で一般職に属するもの（臨時的に任用される者を除く。）をいう。</p> <p>（交付、写真の印刷及び有効期間）</p> <p>第3条 職員に対し、熊本市の職員であることを明らかにするため、職員証（様式第1号）を交付する。</p> <p>2 前項の職員証には、職員の顔写真を印刷するものとする。</p> <p>3 職員証の有効期間は、交付の日から起算して10年間とする。ただし、教育政策課長が特に必要あると認めるときは、その期間を延長し、又は短縮することができる。</p> <p>（着用及び携行義務）</p> <p>第4条 職員は、勤務時間中においては常に職員証を名札として着用しなければならない。ただし、所属長が出張その他特別の理由により職員証の着用を要しないと認めた場合はこの限りでない。</p> <p>2 職員は、前項ただし書きの規定により職員証を着用しない場合においても、職員証を常に携行することと</p>	<p>職員証に関する訓令は市長事務部局にも存在し、これまでも同訓令の改正に合わせて本規程の改正を行ってきた。</p> <p>しかし、市長事務部局の訓令改正の都度本規程を改正することは煩雑である。</p> <p>また、市長事務部局の訓令と本規程は内容もおおむね同じであり、本規程において詳細な定めを置く必要性に乏しい。</p> <p>そこで、今回の改正において市長事務部局の訓令を準用することとした。</p>

し、職員であることを明らかにする必要があるときは、職員証を提示しなければならない。

(着用方法)

第5条 職員証は、収納ケース（様式第2号）に収め、見やすい位置に着用しなければならない。

(再交付)

第6条 職員は、職員証を紛失し、若しくは毀損したとき、又は氏名に変更があったときは、直ちに職員証再交付申請書（様式第3号）を提出し、職員証の再交付を受けなければならない。

2 前項の規定により職員証の再交付（紛失を理由としてなされるものに限る。）を受ける職員は、当該再交付に係る実費相当額を納めなければならない。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

(禁止行為)

第7条 職員は、職員証に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他人に貸与し、又は譲渡すること。
- (2) 記載事項を書き替え、又は加工をすること。
- (3) 不正に使用すること。

(返納)

第8条 職員は、職員証の有効期間が満了したとき、又は退職等（引き続き再任用職員となったとき、並びに本市の他の機関へ転任したときを除く。）の事由によりこの規程の適用を受けなくなったときは、直ちに職員証を返納しなければならない。

(職員証交付台帳)

第9条 教育政策課長は、職員証交付台帳（様式第4号）を備え、職員証の交付及び返納の状況その他必要事項を明らかにしておかなければならない。

（他の機関からの転任により職員となった者の職員証）

第10条 本市の他の機関からの転任により職員となった者が、当該他の機関から第3条に規定する職員証と同様の職員証の交付を受けているときは、当該職員証は同条の規定に基づき交付されたものとみなす。

（雑則）

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 （略）

様式第1号（第3条関係）

（略）

様式第2号

（略）

様式第3号

（略）

様式第4号

（略）

附 則

この規程は、令達の日から施行する。